

平成 14 年第 2 回定例会(第 2 日 6/3)

17 時 42 分開議

●議長(千葉満) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

●議長(千葉満) ここで、議事の都合により、会議時間を延長いたします。(「そんなに言うことないよ」と呼ぶ者あり)

.....

●議長(千葉満) 日程第 1 から第 5 までの質疑を継続いたします。

長谷川大議員。(拍手)

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 ご丁寧に、時間の延長までしていただきましてありがとうございます。市清会・新風・清新会・緑政会・ふなばし 21 を代表しまして、質疑をさせていただきます。(「代表質問どんなものか聞いてみたいからちゃんとやって」と呼ぶ者あり)

苦節 7 年、やっとこの壇上で代表の質問をさせていただくことができ、大変光栄に存じます。議案が少ない中、順番が最後になりますと、お聞きする事柄も限られてまいります。議案勉強会においても十分なお説明をいただき、さらに疑問に思っておりました事柄も、先番議員さんたちのご質問に対するご答弁で十分に理解をできました。しかし、この壇上に上がった以上はこのまま下りるわけにも行きませんので、質問することがなかなかないんですけれども、きょうはせつかくですから、ちょっと外れるかもしれませんが、「議会とは」というところの観点で、まず 1 つ質問をさせていただきたいと思います。

今議会の議案の約半分が専決処分でありました。わかっているつもりでも、何となく漠然とここまできちゃっている部分がございます、いま一度おさらいの意味で伺いたいと思います。

この庁内といいますか、役所の中で管理職の職員の皆さんが考えている議会とはどういうもので、そこで言うところの専決処分というのはどういうことなのか。管理職の

職員の皆さんがきっちりと一致した認識を持っていらっしゃるのかどうか、その見解をお聞きしたいと思います。

次に、議案の第4号になりますけれども、もうこの中でもちょっとしか質問できそうなところがないものですから、それについてちょっとだけ質問させていただきます。

市民に一番近いお役所というのが市役所だと思います。保健福祉の分野を中心に、多くの事務が今回のこの中核市に移行することによって処理できるようになるということ、市民の声を生かした行政サービスの提供に結び付き、大きな前進であると思います。先番議員さんのいろいろなご質問を伺っていますと、問題点をいろいろと挙げていくと、こんなこともある、あんなこともあるという部分があるわけでありましてけれども、逆にこんなこともできるんじゃないか、あんなこともできるんじゃないかというふうに考えていくと、大きく化けるといいますか、可能性を秘めた、非常にいい制度であるのではないかというふうに思っております。市長が早い時期にこの中核市への移行ということを決断なさって、先ほども時間の問題が出ておりましたけれども、いち早く条件が緩和されたことでそれに移行しようという決断をなさったことは大変評価できるものだというふうに思っております。

そういう中で伺いたいのですけれども、いろいろと権限がふえてくるわけでありまして、その権限がふえるにしたがってどういうふうになっていくかということで伺いたいと思います。

今まで県がやってきた仕事をそのままやってしまうのでは、仕事がふえただけということになってしまうというふうに思います。中核市に移行したらすぐに何かが変わるといことは難しいと思うんですけれども、中長期的な視点に立って、今回の新たな権限移譲に伴い、何が変わり、何を变えていきたいというふうに考えているかを伺いたいというふうに思います。

それから、権限が増大していくということは、責任も非常に重くなってふえてくるわけでありましてけれども、これまでのように他力本願的に県に責任を押しつけることというのはできなくなってきます。国との協議も直接行うことが多くなってくるとは思いますが、その責任を担う職員に今後どのような能力を期待して、その意識改革をどのように進めていこうと考えていらっしゃるのかを伺いたいというふうに思っています。

それから、職員個人の資質の向上も課題ではあると思いますけれども、職員の能力を十分に生かして、中核市になることで手に入れる権限を十分活用できるような行政

を実現するため、市の組織運営をどのように考えているのかということ伺いたしたいと思います。

中核市に関しましては、3点です。それから、専決のことは基本的なことを伺いたしたいと思います。とりあえず質問は以上です。

[総務部長登壇]

●総務部長(阿久澤敏雄) 私の方から、専決処分とはというふうなご質問にお答えをしたいと思います。

専決処分につきましては、本来は議会の議決に付する案件を地方自治法第179条第1項の規定に基づく一定の用件に該当する場合、または地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により委任を受けている場合、市長が議会に代わってこれを処分するというふうに理解をしているところでございます。

地方自治法第179条第1項に規定されております一定の要件とは、議会が成立しないとき、あるいは会議を開くことができないとき、議会を招集するいとまがないと市長が認めるとき、議会において議決すべき事件を議決しないときと、

4つの要件が規定されているところでございます。

このたびの議案第6号から議案第9号までは、179条第1項の規定により、議会を招集するいとまがないと認めたことにより専決処分いたしましたものでございます。

また、報告第1は、自治法180条第1項の規定に基づく昭和45年市議会議決専決処分事項の指定について、各号の規定により専決処分いたしましたところでございます。なお、179条第3項には、処分後初めて開かれる議会に報告し承認を求めなければならない旨の規定がございます。第6号から9号までの議案は、この規定に基づき今議会でご承認いただきたく上程したものでございます。ご理解いただきたいと思います。

[市長登壇]

●市長(藤代孝七) 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

中核市の件につきましてということでございますが、一括してご答弁させていただきます。

中核市へ移行することによりまして、約 2,500 の事務が県から市に移譲され、福祉関係などの手続き時間の短縮など、市民にとっても利便性が図られるわけですが、県がやってきたとおりに事務を進めているだけでは、ご指摘のとおり市にとって単に仕事がふえるだけということになってしまうというおそれがこれはございます。申すまでもなく、市民に最も身近な行政主体は私ども市役所でありまして、市役所は市民の日常生活全般、つまり福祉・健康・教育・まちづくり等と市民生活に密着した行政を展開いたしているわけでありまして。市民の直接の窓口である市役所が、中核市移行によって多くの移譲事務を新たに手がけていくわけでありましてから、今までのノウハウやマンパワーを生かして、きめ細かな、親身になったサービスを展開してまいりたいと考えております。

中長期的な視点に立って何が変わるのか、変えていきたいのかということについては、やはり地方分権が本格化する中で、市民の意思が反映される地方自治体としての自立といいますか、独自性が確立されていくこと、また、それと同時に職員のレベル全体の向上を図りたいと考えております。

ご質問の中にもございましたが、これから直接国との折衝が多くなります。2,500 もの事務を処理する中で、当然自己決定・自己責任が求められてまいります。県はこうやっているとか、あるいはまた千葉市はこうやっているというようなことではなく、船橋市はこういうふうにやろうとか、この制度を改善するために国に働きかけをしようとかといった考え方が必要になってくるのではないのかな、このようにも思っております。

この制度を改善するために国に働きかけをしていく、そういった考えというものは本当にこれは大事なことだろうと思っておりますし、それが新たな市民サービスの充実につながってくるものと、このように思っております。

今後、実際に手がける中で気がつくことも多くなると思っておりますし、具体的に改善すべき点も出てくるかと思っておりますが、これを市として取り組むためには、職員の質、能力の向上、仕事に対する意識改革が必要なのは議員ご指摘のとおりである、このように思います。移譲される事務を国の通知、通達どおりにやれば一定のレベルの仕事をすることはできると思っておりますけれども、ここに船橋らしさを加えることができるかどうかは、事務を実際に担当していきます職員の意識、意欲にかかわってくる、このようにも考えております。

職員のレベルアップ、意識改革という面を含めまして、研修等取り組みは現在も続けてはおりますが、市役所に入ったばかりの新人からベテランまで数多くの職員がいる中で、特に将来を担っていく若い層を引っ張っていく市の管理者たちが、中核市移

行を迎える中で、日常の仕事をしながら新たな取り組みへの意識を示す存在になっているか、改めてみずから考えることが大切だろう、このように思います。そうした中で、職員全体が意識を持って、今後中核市として新たにいろいろな仕事、国との交渉などを行っていきながらレベルアップされていくものと、このようにも考えております。

最後に、組織に関してでありますけれども、中核市へ移行ということを含めまして、船橋市の独自性を出しながら、的確で効率的な事務が行えるような組織の実現に向けまして、組織担当部署に案をつくらせているところでもございます。

いずれにいたしましても、中核市移行はそのこと自体が目的でなく、船橋市の将来にとって今何を選択すべきかということの中で取り組んでいくわけでありますので、あのとき中核市へ移行したから、あのときの移行があったから船橋市は変わったと言われるようになるためには、私も先頭に立って職員全員で頑張っただけでまいりませんので、議員各位のご理解とご協力を引き続きお願い申し上げたいと思います。

[長谷川議員大登壇]

●長谷川大議員 中核市に関するご答弁、ありがとうございました。もう 100%に近く、私が思っていたことを市長も感じてくれてたんだなということで、大変心強く思っています。ぜひ部課長さんたち皆さんが、今の市長のご答弁を十分理解して、とにかくいい形で仕事を進めていただきたいと思います。いつもどおり皮肉の 1 つや 2 つ言おうかなと思って用意していたんですけれども、どうもその必要もないくらいいい答弁をいただきました、ありがとうございました。

行政サービスの最も重要な資源というのは人だと思ひまして、その中核市という器ができて魂が入らないということでは全く意味がないことであります。中核市移行のこの機会を自立した行政主体へとまた 1 つ脱皮できるよう、組織の活性化と職員の企画・立案能力の育成を真剣に考えていただきたいというふうにご要望を申し上げたいというふうに思います。

それから専決なんですけれども、これもまた皮肉を言うといろいろと言われてしまいますので何も申しませんが、(「代表質問であんなに……」と呼ぶ者あり)最初に部長がお答えいただいたこと、本来議会に付する案件なんですよね。それを議会を招集するいとまがないからということで今回も 4 つぐらい専決になっているんですけれども、実は今議会初日の議案も含めて、どうも違う解釈の仕方をしている幹部職員の方がいらっちゃって、僕は非常に腹立たしい思いをしたんですけれども、最初に議会ありきで専決があるということを十分に理解していただいて、専決をするかどうかとい

うことをこれからはきっちりと考えていただきたいと思います。ちょっと奥歯に物が挟まった言い方になっているんですけども、すごく頭に来ているんですよ、本当は。それはそれでいいと思うんですけども、(「言った方がいいよ」と呼ぶ者あり)いや、やめておきますよ。とにかく、議会在最初にあるんですよ、議会在ね。専決というのは後からついてくるものだとぜひ思っていたきたい、というふうに思います。

以上です。ありがとうございました。(「何かわからないよ」と呼ぶ者あり)